令和８年 10 月 30 日
神 戸 税 関 業 務 部

関係者各位

お　知　ら　せ

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税について（**確定措置**）

本日、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下、「中国」という。）産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下、「台湾」という。）産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して、不当廉売関税を課する政令（「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和８年政令第 340 号）」）が公布されました。

今後、令和８年 10 月 31 日から令和 13 年 10 月 30 日までの間、中国若しくは台湾（以下、「特定国等」という。）を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又は特定国等から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して、不当廉売関税が課されることとなります。

これまでの暫定措置と比較し、課税物件及び不当廉売関税率に変更はございませんので、引き続き適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第１部門へ照会願います。

以　上

【本件に関する照会先】
業務部通関総括第１部門
電話番号：078-333-3086